地下鉄：丸ノ内線、千代田線、日比谷線「霞ケ関」駅下車
出口 B3a、B3b（中央合同庁舎第５号館直通地下通路）、C1

※出口B３bの利用時間は、平日の午前７時～午後9時となっています。
※ご来館の際は、身分証（学生証、免許証など）をご持参ください。

〈問合せ先〉
〒100－8916
東京都千代田区霞が関１丁目２番２号 中央合同庁舎第５号館
厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室
TEL　03-5253-1111（内線 2333・2951）

栄養系技官採用担当メールアドレス
eiyou-jinji@mhlw.go.jp

（令和7年6月作成）

厚生労働省

栄養系技官

採用案内 2025

Developing Nutrition Policy in Japan to Leave No One Behind

— For Achieving Sustainable Societies

栄養は全ての人が日々関わる営みです。
また、食べることは生きることであり、
楽しみでもあり、人々の生活に直結しています。

栄養系技官とは、管理栄養士としての専門性を有した、
厚生労働省採用の技術系国家公務員です 。
様々な栄養課題の解決に向けて、
発育・発達、健康増進、疾患の予防や治療、機能低下の抑制など、
人々のライフステージや身体状況などに応じた取組を推進しています。

CONTENTS

栄養指導室長からのメッセージ 3
栄養系技官の配属部署と業務紹介 4
栄養系技官を知る* 9
入省３年以内の職員のホンネ
栄養系技官に聞いてみた* 15
栄養系技官のある１日*
/ ワークライフバランスについて 16
キャリアパス 17
採用情報・FAQ よくあるご質問 18

＊令和7年6月時点の情報です。

栄養指導室長からのメッセージ

栄養の問題を見逃さず、仕組み化による解決を通じ、社会を前進させる。

厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室
室長　塩澤　信良　SHIOZAWA Nobuyoshi

栄養は、活力ある持続可能な社会を実現する基盤

人は、健康な時、疾患を有している時を含めて、生涯を通じ、栄養に支えられて毎日を生きています。人は、栄養なしに生きていくことはできません。

その一方で、日々の食事は、多くの人にとって、栄養源であるばかりでなく、生活における楽しみの一つとなっています。偏った食事をしたとしても、それがすぐに疾患につながるわけではありません。こうした事情から、栄養の重要性は、ややもすると忘れられがちな面があります。

しかし、適切ではない栄養・食生活が続くと、生活習慣病の発症・重症化等のリスクが高まります。そして、実際に発症等が起こると、時に生活の質（QOL）の低下を招きます。さらに、こうしたことが社会に広がると、経済の停滞にもつながりかねません。このように、栄養は人々のQOLを支える基盤であるとともに、活力ある持続可能な社会を実現する基盤でもあるのです。

超少子高齢社会が進展する中、活力ある持続可能な社会の実現に向けて、栄養の重要性は一層高まっています。私たち栄養系技官は、栄養に関連する社会の問題に焦点を当て、それを解決するための仕組みづくりや仕組みの改良を通じて、社会をより良いものにしていくという大きな役割を担っています。

課題解決に向けて

栄養は分野横断的なものであり、保健、医療、介護、福祉等の分野はもとより、教育、スポーツ、農林水産、経済・産業、まちづくり等を含め、多分野の関係者と連携し、取組を進めていくことが重要となります。このため、栄養系技官は、栄養学を軸としつつも、様々な自然科学に加え、社会科学、人文科学等にも広く関心を持ち、知見を広げ、関係者の理解と協力を幅広く得ていくことが求められます。

栄養の専門性に加え、幅広い視点や探求心を持ち、自ら「問い」を立て、困難な課題にも粘り強く挑戦していく――そんなスキルとマインドを持った栄養系技官が必要です。

このパンフレットをお読みになり、私たちの業務に興味を持った皆さん、ぜひ栄養系技官の扉を叩いてみてください。

活力ある持続可能な社会の実現に向けて、一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

栄養系技官の配属部署と業務紹介

配属部署

省庁

厚生労働省

大臣官房	国際課 国際保健・協力室	厚生科学課 災害等危機管理対策室	
医政局	地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、 外来・在宅医療対策室 地域医療計画課医療関連サービス室（併任）		
健康・生活衛生局	健康課　地域保健室（併任） 栄養指導室　保健指導室（併任）	がん・疾病対策課	食品監視安全課 食品健康被害情報管理室
社会・援護局	保護課（併任） 保護事業室（併任）	障害保健福祉部 障害福祉課（併任） 精神・障害保健課（併任）	
老健局	老人保健課	認知症施策・地域介護推進課（併任）	
保険局	高齢者医療課	医療課	医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室（併任） 国民健康保険課（併任）
地方厚生（支）局	健康福祉課		

消費者庁

- 食品表示課
保健表示室
- 食品衛生基準審査課
新開発食品保健対策室

外務省

- 在ベトナム日本国大使館

農林水産省

- 消費・安全局消費者行政・食育課

こども家庭庁

- 成育局母子保健課
支援局総務課

環境省

- 大臣官房環境保健部化学物質安全課
環境リスク評価室

研究機関等

- 国立研究開発法人　医薬基盤・健康・栄養研究所
- 国立研究開発法人　日本医療研究開発機構

厚生労働省　健康・生活衛生局健康課栄養指導室

厚生労働省は国民生活の保障及び向上を図るため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上・増進に取り組むことを任務としています。その中で、健康・生活衛生局健康課栄養指導室は国民の健康増進のための栄養改善に資する施策の企画・立案・運用等に関する業務を所掌しています。施策の推進に当たっては、関係省庁や省内の関係部局との調整窓口としての役割を担うとともに、予算の獲得や執行等に関する作業も行います。
栄養改善を進める基盤となるのが、栄養や調理に関する専門職の養成です。栄養士法や調理師法に基づき、管理栄養士等の養成教育や国家試験・免許に関することなど、管理栄養士・栄養士、調理師の基盤となる制度の業務を行っています。また、科学的根拠に基づく栄養施策の推進として、健康増進法に基づく「国民健康・栄養調査」の実施や「日本人の食事摂取基準」の改定に関する業務があります。
また、東京栄養サミットを契機として、活力ある持続可能な社会の実現に向けた産学官等連携による食環境づくりの推進体制である「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げ、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開しています。

厚生労働省　健康・生活衛生局がん・疾病対策課

健康・生活衛生局がん・疾病対策課では、がん等の疾病の予防や治療に関する基本的な施策の企画・立案及びその調整に関する業務を行っています。現在は、「第4期がん対策推進基本計画」、「第2期循環器病対策推進基本計画」等の計画に基づく施策立案や各都道府県での計画策定や実施に向けた支援等を進めています。
栄養系技官は、がん等の疾病の予防等に係る業務のうち、栄養・食事管理に関する事項等を主に担当しています。

厚生労働省　健康・生活衛生局食品監視安全課食品健康被害情報管理室

健康・生活衛生局食品監視安全課では、我が国の食生活を取り巻く環境変化や国際化等に対応した食品の安全性確保を通じた国民の健康保護に資する食品衛生監視行政に係る業務を行っています。現在、栄養系技官は、食中毒や健康食品による健康被害情報の把握やその対応等に取り組んでいます。また、健康被害情報提供を受ける都道府県等が円滑かつ適切に事務が執行できるよう必要な技術的助言等を行っています。

厚生労働省　大臣官房国際課国際保健・協力室

大臣官房国際課国際保健・協力室では、世界保健総会（WHO総会）等の国際会議における国際的な保健課題（公衆衛生危機の予防・備え・対応、薬剤耐性対策等）に対する日本政府の対処方針の取りまとめ業務や、国際的なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した途上国への支援業務等を行っています。栄養系技官は、国際保健に関する課題のうち、栄養・食品に関する事項やUHCの推進に関する事項を主に担当しています。

厚生労働省　大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室では、自然災害発生後の初動対応の調整や平時からの防災・減災に係る取組に加え、感染症・食中毒発生時の危機管理に関する業務を担当しています。自然災害が発生した際の業務としては、被災地の情報（被災者への栄養・食事支援の状況や医療機関の被害状況など）を集約し、必要な支援の実施に向けて関係省庁・関係機関等との調整などを行っています。

厚生労働省　医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室

医政局地域医療計画課は、各都道府県が地域の実情に応じた適正な医療提供体制を確保するために策定する「医療計画」に係る業務を所掌しています。医療計画には、在宅医療、外来医療等が位置づけられており、令和6年度から開始した第８次医療計画における、都道府県に対する支援や外来機能報告制度等の企画・立案等を行っています。
栄養系技官は、在宅医療における栄養管理に関する事項等を主に担当しています。

厚生労働省　老健局老人保健課

老健局老人保健課は、老人保健の向上に係る業務を所掌しています。具体的には、介護保険法に基づき3年ごとに実施する介護保険事業（支援）計画策定や介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護保険部会、介護給付費分科会等の開催・審議に関する業務や、審議結果を踏まえた施策の企画・立案・運用等に関する業務を行っています。
栄養系技官は、介護予防の取組を促すための施策に関する体制整備やツールの開発、情報発信等により、高齢者の自立支援・重度化防止の推進を図っています。また、介護報酬改定に向けては、栄養関連の実態把握や栄養の介入の検証等の成果を活用し、介護保険サービスに関する高齢者の栄養・食生活支援が更に充実するよう、その方策を検討しています。

厚生労働省　保険局高齢者医療課

保険局高齢者医療課では、後期高齢者医療制度等の企画立案等を行っています。
高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えている方も多く、疾病の重症化予防、介護予防やフレイルの防止等の効果的な実施が求められます。こうした中、令和2年4月に後期高齢者医療広域連合及び市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進する体制が整備されました。栄養系技官は、この一体的実施の制度設計、運営支援等に関する業務を主に担当しています。

厚生労働省　保険局医療課

保険局医療課では、2年ごとに改定が行われる保険医療機関等が保険医療サービスの対価として受け取る診療報酬の関連業務を行っています。
このうち、栄養系技官は入院、外来、在宅訪問等での栄養管理に関する事項を担当し、関係者から話を伺ったり、国内外の調査研究を収集・精査したりしながら、中央社会保険医療協議会での診療報酬改定等の議論に資する論点整理や資料作成を行います。また、診療報酬の告示や通知等に記載する関連規定の原案作成も行います。
栄養の専門知識に加えて、中長期的・多角的視点から、効果的・効率的で持続可能な医療保険制度を検討しています。

厚生労働省　地方厚生（支）局健康福祉課

厚生労働省地方厚生（支）局は、国民に最も身近な医療・健康・福祉などの社会保障政策を実施する、地域における国の政策実施機関です。
栄養系技官は関東信越厚生局に席を置き、他の全ての地方厚生（支）局を併任して、管理栄養士養成施設の指定や変更の承認等の事務を行っています。また、全国に所在する管理栄養士養成施設を対象に指導調査を実施し、指定基準に関わる法令等の遵守状況の確認及び指導を行っています。

消費者庁　食品表示課保健表示室

消費者庁は、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命としています。その中で、食品表示課は、食品表示法に基づき、食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するための食品表示の基準等を所掌しています。

栄養系技官は、栄養成分表示、保健機能食品及び特別用途食品制度の企画や運用に係る業務を担当しています。また、食品表示は関連政策との繋がりだけでなく、国際整合性も踏まえる必要があるため、国際会議へ出席し、各国政府の代表との議論等も行っています。

消費者庁　食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室

食品衛生基準審査課では、国民が安心して食品を摂取できるよう、科学的根拠に基づき、食品、添加物等の規格や製造方法等の基準の策定など安全性確保に向けた取組を進めています。

栄養系技官は、いわゆる「健康食品」の安全性確保に関する業務や組換えDNA 技術応用食品、ゲノム編集技術応用食品の取扱いに係る制度設計・運用に関する業務を担当しています。

こども家庭庁　成育局母子保健課

こども家庭庁は、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくための施策の立案・推進を行っています。その中で、成育局母子保健課は、母子保健法や成育基本法などに基づき、こども、妊産婦、母性の保健の向上を目的とした各施策を立案、実施しています。

栄養系技官は、乳幼児や妊産婦の栄養管理に関する業務に加え、児童福祉施設の食事提供や保育所での食育推進等について、支援局の栄養系技官と連携しながら、こども家庭庁における栄養・食生活に関する課題に幅広く対応しています。

こども家庭庁　支援局総務課

こども家庭庁支援局は、様々な困難を抱えるこどもや家庭に対して、切れ目ない包括的な支援を通じ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、例えば、障害児支援やこどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、児童虐待防止対策等に関する施策の立案・推進を行っています。

栄養系技官は、障害児施設における栄養管理や、こども食堂等を通じた食育推進などに関する業務に取り組んでいます。

農林水産省　消費・安全局消費者行政・食育課

農林水産省は食育の推進を図るための基本的な施策に関して企画・推進しており、食育に関して関係省庁等と連携を図るとともに、調整等を行っています。

栄養系技官は、食育基本法に基づく「食育推進基本計画」の策定や推進のため、食育推進施策の進捗状況や国民の「食」に係る現状を把握するための意識調査の企画設計・実施、毎年の「食育白書」の企画・作成、食育推進のための情報発信など、食育推進施策の総合的な企画と、その“見える化”を行っています。

環境省　大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室

環境省は、多岐にわたる環境問題の解決に取り組むことを任務としています。環境保健部は、公害対策をきっかけに発足された環境省の原点となる部局であり、化学物質による環境汚染によって生じる人の健康や、生態系への影響を未然に防止するための対策を行っています。栄養系技官は、胎児期や小児期の環境が健康や発育に与える影響を調べる大規模疫学調査（エコチル調査）や化学物質の人へのばく露量モニタリング調査など、様々な化学物質の環境リスク評価に関する業務を行っています。

国立研究開発法人　医薬基盤・健康・栄養研究所

医薬基盤・健康・栄養研究所は、1914年に設立された世界初の栄養学研究機関となる栄養研究所に端を発し、100年以上にわたって栄養政策の企画立案等に寄与している機関であり、中でも重要な業務として、国民健康・栄養調査の集計を担当しています。健康長寿社会に貢献できるような健康や栄養に関する調査・研究を行うことをミッションとして掲げ、科学的根拠を蓄積し、指針の策定、改定等に貢献しています。

栄養系技官は、厚生労働省が実施している国民健康・栄養調査に関する技術的な補助及び集計・解析をはじめ、当該データを用いて政策ニーズに対応した解析と、それに基づく情報提供に取り組んでいます。また、健康日本21の各種目標達成に資する分析評価、国民健康・栄養調査の精度向上に資する基盤整備等を行っています。このほか、研究所全体に関係するプロジェクトの企画を担い、研究全体の推進に寄与する事務も担当しています。

国立研究開発法人　日本医療研究開発機構　データ利活用・ライフコース研究開発事業部

日本医療研究開発機構（AMED）は医療分野の研究開発及びその環境整備の中核的な役割を担う機関として、基礎段階から実用化まで一貫した研究開発のマネジメントを実施しています。省庁、大学・研究機関、企業等から様々な専門性を持った職員が集まり、研究の公募から採択、実施・評価等を通じた研究の推進、研究のための環境の整備等に取り組んでいます。

栄養系技官はゲノム医療の推進や個別化・精密医療の実現に向けて、疾患レジストリ、コホート研究で得られた成果や生体試料等に関する情報をデジタル化したデータ基盤の整備・利活用を促進しています。その上で、ライフステージを俯瞰して疾患の発症・重症化予防、診断、治療等に資するライフコース研究に携わっており、医療開発研究をデータの側面から支援するプロジェクトを担っています。

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課栄養指導室

室長補佐
齋藤　あき SAITO Aki

平成26年　入省　厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室
平成28年　国立研究開発法人日本医療研究開発機構バイオバンク事業部基盤研究課
平成29年　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所　研究員
平成30年　人事院長期在外研修(インペリアル・カレッジ・ロンドン／シティ・ユニバーシティオブロンドン)
令和２年　国立研究開発法人日本医療研究開発機構ゲノム・データ基盤事業部医療技術研究開発課　課長代理
令和３年　健康局健康課栄養指導室　包括的栄養改善専門官
令和４年　環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室 健康影響評価専門官
令和５年　環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室 室長補佐
令和６年　現職

入省前の経験や入省の経緯

大学院博士課程在籍時、栄養疫学研究を行う傍ら、病院の管理栄養士としても経験を積みました。この経験を通じ、科学的エビデンスを構築することで、臨床現場等での実践活動に貢献したいと思うようになりました。また、栄養指導室のインターンシップに参加したことで、日本の栄養政策や公衆栄養活動について一層興味を持つようになりました。こうしたことから、科学的視点を持ちつつ、現場での実践活動をより良くするための仕組みを作っていくことに携わりたいと考え、栄養系技官の採用選考に応募しました。

国内外の栄養政策への関わり

入省後、食事摂取基準の普及や国民健康・栄養調査の実施など、国民の健康づくりや栄養改善に関する業務を担当しました。その後、日本医療研究開発機構や国立健康・栄養研究所に出向し、研究事業の支援・運営に携わりました。大規模な研究事業の企画も経験する中で、エビデンスだけでは政策につながらないことも目の当たりにしました。そこで、政策づくりの理論と実践を学ぶため、２年間の英国留学の機会をいただき、公衆衛生学と食料政策学を修めました。体系的な学びはもちろんですが、海外での生活を経験したことで、各国の食生活や社会の仕組みを踏まえた政策が重要であることを身をもって体感しました。これは大きな財産となっています。その後、東京栄養サミット2021の準備を行う時期に帰国し、国内外の関係者との調整等を担当し、無事に開催に至ったことも思い出深いです。栄養サミットの業務は、日本の栄養政策の経験を踏まえた国際貢献に加えて、国内の栄養への注目の高まりによる新たな政策展開の可能性を感じる機会となりました。栄養サミットについては、東京開催に続き、パリ栄養サミット2025の業務も担当し、2025年３月にパリで開催された公式サイドイベントにパネリストとして登壇しました。

新たな栄養政策の創出・実現を目指す

令和６年７月から、栄養指導室で食事摂取基準や国民健康・栄養調査、健康日本21（第三次）等に関する業務の調整を担当しています。これらはいずれも法令に基づいている業務であり、状況に応じた実施や運営が求められます。このため、必要なアップデートを行いながら着実に遂行することを心がけています。また、栄養政策に直結する調査研究の企画・立案も重要な業務の一つです。例えば、食事摂取基準については、次の改定までに求められるエビデンスの構築に向けて、研究者の先生方と先行研究を基に議論することもあります。一方で、自分自身が個人等に対して直接アプローチできる機会はほとんどないので、自治体の担当者など、現場により近い方を含め、幅広い関係者との対話を大切に、どうすればより良い仕組みづくりができるのかを考えながら、日々歩みを続けたいと思います。

希望者へのメッセージ

栄養系技官に求められる役割が多様化する中、新しいことにチャレンジする場面がたくさんある仕事です。ひとりでできる仕事には限りがありますが、得意なことをチームに還元して、より良い栄養政策を実現したい方、お待ちしています！

厚生労働省 大臣官房国際課国際保健・協力室

室長補佐
宇野　薫 Uno Kaoru

平成30年　入省　厚生労働省健康局健康課　課長補佐
平成30年　消費者庁　食品表示企画課　課長補佐
令和３年　厚生労働省保険局高齢者医療課一体的実施調整官（国民健康保険課、医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室、医療課　併任）
令和７年　現職

入省前の経験や入省の経緯

入省前は、医療・介護の現場での栄養管理や、企業での健康教育・栄養相談の事業企画・運営等の業務を行っていました。厚生労働省の検討会に、民間企業の委員として参画する機会があり、政策づくりには研究によるエビデンス構築が重要であることを再認識し、大学院に進学しました。
大学院では、「若年女性のやせ」の解決につなげるための栄養教育に関する研究を行いました。国内外のエビデンスを基に、栄養政策づくりの業務に企画立案の段階から関わりたいと考えるようになり、栄養系技官を志望しました。

幅広い栄養政策への関わり

消費者庁では、食品表示法に基づく栄養成分表示や、健康増進法に基づく特別用途食品の担当者として、許可区分の新設に携わりました。他省庁や企業等の関係者との調整には、時に困難を伴いましたが、新設された際は嬉しかったです。食品規格について議論する国際会議（コーデックス委員会）では政府代表として、諸外国や国際機関等の代表者と議論するという業務も担当しました。
その後、厚生労働省保険局では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務として、研究の推進や市町村への展開を担当しました。自治体等の現場の方からも意見を伺いながら、システムの開発や事業成果の見える化等を進め、当初の目標どおり、令和６年には全市町村で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を実現することができました。

将来を見据えた栄養政策を推進するために

今年度から、厚生労働省大臣官房国際課で、栄養やUHCに関連する業務を主に担当しています。栄養は、グローバルヘルスにおける重要課題であるNCD対策や母子保健等の様々な分野にも深く関係します。このため、世界保健総会等の国際会議に向けても、多くの関係者との連携を図りながら準備を進める必要があります。
グローバルヘルスは、気候変動や世界経済等の社会情勢の影響を大きく受けます。どのような状況下でも柔軟かつ適切に対応できるよう、常に様々な選択肢を考え、グローバルヘルスにおける栄養課題の解決に貢献していきたいと考えています。

希望者へのメッセージ

大きな困難を伴う仕事もありますが、やりがいを感じることも多く、充実した時間を過ごすことができます。社会をより良くしたいと考えている方、栄養政策づくりに意欲のある方をお待ちしています。

厚生労働省　老健局老人保健課

主査
池口　恵佳 IKEGUCHI Ayaka

平成29年　入省　厚生労働省健康局健康課栄養指導室係員
平成29年　消費者庁食品表示課
令和２年　国立研究開発法人日本医療研究開発機構ゲノム・データ基盤事業部ゲノム医療基盤研究開発課
令和４年　関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課（全厚生支局併任）主査
令和６年　健康・生活衛生局食品監視安全課食中毒被害情報管理室　主査
令和７年　現職

現在の担当業務について

高齢者の介護予防の推進に向けて、地域高齢者が抱える課題等を明らかにする調査の実施や、その結果を踏まえた施策の検討に加え、栄養・食生活に係る介護報酬に関する業務を主に担当しています。また、介護が必要となっても、支援を受けながら、一人ひとりが自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進にも取り組んでいます。

業務において大変なこととやりがい

介護予防施策に係る課題やニーズ等は地域によって異なるため、施策の検討に当たっては、様々な要因を考慮しながら、自治体の方や有識者等、省内外の幅広い関係者と議論し、調整していくことが求められます。根拠に基づく介護予防施策の立案に向けて、限られた時間の中で、国内外の情報を調査・分析し、方針を検討していくことに苦慮することもありますが、自分が担当した施策により地域の介護予防が進んだとの声を聞くと、大きなやりがいを感じます。

目指すところ

私は、医療や介護の制度に関する業務に興味があり、栄養系技官を目指しました。今回、そうした部署に着任でき、充実した日々を過ごしています。
高齢者の一層の増加が予測されている2040年に向けて、地域高齢者に寄り添った介護サービスを推進するには、各地域において、医療・介護・行政等の関係者で顔が見える関係を構築していくことが重要となります。様々な方々の声に耳を傾け、自身も勉強を重ねつつ、こうした関係構築の推進に貢献できるよう頑張っていきます。

厚生労働省 大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室

主査
小岩井　馨 KOIWAI Kaori

令和４年　入省　厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室　主査
令和６年　厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室栄養調査係　係長
令和７年　現職

現在の担当業務について

令和元年度から栄養系技官が配属され、災害や感染症等発生時の初動対応の調整を担当しています。また、過去に発生した自然災害の経験を踏まえた防災・減災のための計画の作成や訓練の実施など、平時からの備えにつながる業務を行っています。

業務における大変なこととやりがい

災害発生直後から、医療施設・社会福祉施設の被害状況等の情報を迅速かつ正確に収集し、関係府省庁等へ報告の上、必要な調整を行います。そのためには、日頃から、関係部局・関係府省庁等において災害対策としてどのような施策が行われているのかを把握し、災害発生時にも迅速かつ緊密な連携を行えるように準備を進める必要があります。災害発生時に備え、大きな緊張感を伴った業務が常に続きますが、関係省庁との調整が円滑に進んだり、課題解決に向けて前進したりした際に、大変やりがいを感じます。

目指すところ

大臣官房厚生科学課では、災害対応に関連する法令改正や体制の構築に向けて、省内外の多くの関係者と調整を行い、関連する情報等を取りまとめています。栄養系技官として、災害時の栄養・食生活に係る支援にしっかり貢献できるよう、幅広い視野を持って、業務に取り組んでいきたいです。

消費者庁　食品表示課保健表示室

食品表示調査官
古賀　恵 KOGA Megumi

令和２年　入省　厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室　主査
令和５年　現職

現在の担当業務について

特別用途食品制度に関する業務を担当しています。この制度は、乳児や病者、えん下困難者等向けの食品について適切な表示を行うためのものです。消費者や医療現場のニーズ、食品関連事業者の実行可能性、国際的な整合性を踏まえながら、制度の円滑な運用に努めています。

業務における大変なこととやりがい

食品表示は、健康な方だけでなく、乳児や病者など、特別な栄養管理を必要とする方にとっても、自主的かつ合理的な食品選択を行う上で、重要な役割を果たします。特別用途食品には様々な区分があり、それぞれの意義を踏まえて、必要な表示が行われるよう制度を検討・運用しています。様々な関係者と意見交換を行いながら、最新の知見も踏まえ、より良い制度づくりを目指すことにやりがいを感じています。現在、子育てをしつつ大学院博士課程に在籍しており、限られた時間の中で効率的に業務を進める必要があります。このため、日頃から丁寧なコミュニケーションを心がけ、周囲と協力し合える関係性を築けるように努めています。

目指すところ

超高齢社会の進展や、医療・介護の在宅移行に伴い、特別用途食品制度の重要性は高まっています。制度の企画・立案には、先を見据えた視点に加え、食品関連事業者や関係省庁との連携が欠かせません。より良い制度づくりに向けて多角的な視点が欠けることのないよう、個々の業務に真摯に向き合っていきたいです。

こども家庭庁　成育局母子保健課

栄養専門官
久保　陽子 KUBO Yoko

平成20年　入省　健康局総務課生活習慣病対策室
平成21年　関東信越厚生局健康福祉部指導養成課
平成23年　消費者庁食品表示課食品表示調査官
平成25年　健康局健康課栄養指導室栄養管理係長
平成26年　関東信越厚生局健康福祉部健康課主査
平成29年　消費者庁食品表示企画課食品表示調査官
平成31年　消費者庁食品表示企画課課長補佐
令和４年　子ども家庭局母子保健課栄養専門官
令和５年　現職

現在の担当業務について

乳幼児や妊産婦の栄養施策の企画立案や、そのための統計調査等に関する業務を担当しています。胎児期から生後早期の環境は、その後の人生における健康に大きく影響します。特に、人生最初の1000日（受胎から満２歳の誕生日まで）の栄養状態が重要となります。全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、適切な栄養・食生活の下、健やかに成長できるよう、施策づくりや取組を進めています。

業務における大変なこととやりがい

母子保健分野における栄養施策は、国内はもとより国際的な動向も踏まえ、充実させていくことが重要です。こども家庭庁は新しい組織で、社会からも大きく注目される中、こどもの未来につながる施策に携われることに大きなやりがいを感じます。

目指すところ

栄養系技官の仕事では、十分な専門知識と状況に応じた展開力が求められます。一つひとつの栄養の課題を自らのものとして捉え、常に探求心を持って、改善に向けてあきらめずに取り組み、人々の健康を支え・守る栄養政策の更なる推進に貢献していきたいです。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

データ利活用・ライフコース研究開発事業部
ライフコース研究開発課　課長代理

益　麻利子　MASU Mariko

令和３年　入省　厚生労働省老健局老人保健課　主査
令和５年　現職

現在の担当業務について

ライフコースを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、病態解明、診断、治療等に資する研究開発を推進する課に所属しています。女性の健康、成育疾患、循環器・糖尿病等の生活習慣病、統合医療に関する研究事業の事業運営と、課の総括として課内全体の調整を主に担当しています。

業務における大変なこととやりがい

日本医療研究開発機構（AMED）では、基礎研究から実用化まで一貫した医療分野の研究開発を推進しています。業務は、研究課題の公募・選考・事前評価を始め、研究班会議への参加、採択課題の進捗管理、終了課題に対する事後評価の実施など、多岐にわたります。事業担当として、広い視野を持ち、AMED内外の関係者と連携しながら業務を進める必要があり、大変な場面もあります。しかし、担当している研究課題から新たな知見が生まれ、その成果が社会実装へと一歩ずつ近づいていく過程に、大きなやりがいを感じています。

目指すところ

AMEDは、「医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんやご家族の元にお届けすること」を目指しています。栄養分野においては、サルコペニアに関連する栄養や食事の質の向上に資するエビデンス創出研究等を支援しています。私自身も、栄養に関する課題の解決に向けて、政策につながる新たなエビデンスの創出に向けた研究を支援していきたいと考えています。

農林水産省　消費・安全局 消費者行政・食育課

課長補佐

内藤　瑞絵　NAITO Mizue

平成27年　入省　厚生労働省　健康局がん対策・健康増進課　課長補佐
平成27年　消費者庁　食品表示企画課　課長補佐
令和 元年　消費者庁　食品表示企画課　保健表示室　課長補佐
令和２年　消費者庁　消費者教育推進課　食品ロス削減推進室　課長補佐
令和５年　消費者庁　消費者教育推進課　課長補佐
令和６年　現職

現在の担当業務について

食育白書の企画・作成・普及啓発や食育に関する意識調査の企画・実施等の業務を担当しています。第４次食育推進基本計画の下、食育に関する課題の分析、解決に向けた方策の検討等、食育の推進に資する業務を遂行しています。

業務における大変なこととやりがい

食育白書は、食育基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告しているものです。
閣議決定を経て公表となるため、一連の作業には大変な緊張感を伴います。また、食育に関わる様々な関係者からの意見を踏まえて、迅速かつ柔軟な対応が求められることもあります。
政府が公表する白書は、時代ごとの政策等を知ることができる貴重な資料です。食育白書の作成を通じて、現在の食育の在り様を未来に伝え、橋渡しができる役割にやりがいを感じています。

目指すところ

食育は、私たちの日々の生活から、食料需給や気候変動といった世界情勢に関わる内容に至るまで、様々な課題に深く関係しています。
私自身、行政官であるとともに、日々の生活を営む国民として、こうした課題に対して理解するだけでなく、行動するために何ができるかを常に自問自答しています。食育に関わる業務を通して、国民の皆さんが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に貢献していきたいです。

環境省　大臣官房環境保健部化学物質安全課

環境リスク評価室小児環境保健第一係　係長

山本　かおり　YAMAMOTO Kaori

令和３年　入省　厚生労働省健康局健康課栄養指導室　主査
令和３年　消費者庁食品表示企画課保健表示室　食品表示調査官
令和５年　消費者庁食品表示企画課保健表示室　栄養成分表示係長
令和６年　現職

現在の担当業務について

エコチル調査（大規模疫学調査）を担当しています。主な担当業務として、化学物質の環境要因が子どもの健康や発達に及ぼす影響を明らかにするためのデータ集積の推進、調査の企画及び実施内容を評価する委員会の運営、調査結果の情報発信等があります。

業務における大変なこととやりがい

エコチル調査では、現在までに約500編の論文が公表されています。国民への情報発信においては、専門的な内容が多く含まれる論文について、正確かつ分かりやすく伝わるよう、研究機関等とも連携しながら取り組んでいます。
化学物質はその種類が多岐にわたることに加え、科学的知見が必ずしも十分に得られていない場合もあります。このような中で業務を進めていくことに、時に困難さを感じますが、必要な科学的知見の収集・検討や、調査研究の企画や支援を通じて、得られた成果を施策づくりに生かしていくことに、やりがいを感じています。

目指すところ

エコチル調査では、全国の約10万組の親子の皆様に長期間の追跡に御協力いただき、環境要因が健康や発達に与える影響を検討しています。調査研究の推進と併せて、研究成果が世の中で活用され、広く社会の発展に貢献できるよう努めていきます。

在ベトナム日本国大使館

一等書記官

斎藤　雅文　SAITO Masafumi

平成29年　入省　健康局健康課栄養指導室　主査
平成30年　農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課食育総括班　食育調査係長
平成31年　医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室　主査
令和３年　消費者庁食品表示企画課保健表示室　課長補佐
令和７年　現職

現在の担当業務について

在ベトナム日本国大使館において、主に厚生分野の業務を担当しています。具体的には、食品や医薬品、医療機器の製造・販売、医療機関の経営に関わる日本の企業に対して、ベトナム国内で円滑に活動できるよう支援しています。このほか、ベトナム政府に対する政府開発援助（ODA）等を通じた保健医療関係の開発援助事業を担当しています。

業務における大変なこととやりがい

現在担当している業務は、日本・ベトナム間の厚生分野の全般にわたります。こうした業務の範囲の広さに、赴任当初は若干戸惑いを感じました。しかし、大使館に勤務しなければ携わることができない案件が多くある中、こうした案件を担当できることは大きな好機であり、しっかり取り組みたいと強く思うようになりました。情報収集・分析を含め、対応にも迅速さが求められますが、日々精力的に取り組んでいます。このような環境下で、ベトナムの公衆衛生の改善に貢献し、両国間のより強固なパートナーシップの醸成に寄与でできることが、現在の業務における醍醐味の１つと感じています。

目指すところ

開発援助などのスキームにより諸外国の健康増進に寄与することを通じて、わが国の健康増進施策を改めて顧みることができます。赴任期間終了後この経験を業務にぜひ生かしていきたいです。遠回りになるかもしれませんが、日々の業務など小さな積み重ねが次世代の社会に繋がっていくことを想像しながら働いています。

現在の業務内容は？

外来・在宅医療や人生の最終段階における医療・ケアの体制整備等を行っています。具体的には、外来機能報告等の各種調査や在宅に関連する医療機関の業務継続計画策定支援、管理栄養士の在宅医療に関する調査研究を主に担当しています。

入省して学んだことは？

政策の企画立案の奥深さです。政策を考える上では、その政策の変遷を理解し、現在はもちろん、未来の課題も見据えて、政策を前に進めていく必要があります。浅い知識では課題は見えてきませんし、政策は多部署にまたがっているため、自分の部署の仕事のみ理解していても十分ではありません。広く深い知見を養いながら、政策を正しくつないでいくことの重要性や難しさを日々感じています。

厚生労働省 医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室　主査
柳沢　あゆみ　YANAGISAWA Ayumi

業務以外の時間の使い方は？

整体に行ったり、いろいろな料理を作ったりすることで、リフレッシュして英気を養っています。また、仕事の中で気になったことを詳しく調べるなど、見識を深める時間も作っています。夏季休暇等には、美味しいものを食べることを目的として、旅行に行くこともあります。

栄養系技官を選んだ理由は？

大学院では国際栄養学を専攻し、将来は国際保健に関する仕事に就きたいと考えていました。病院で管理栄養士として勤務した後、その経験を生かし、医療専門のコンサルティング会社に就職しました。その中で、国内外の様々な医療機関や行政機関と関わり、国の政策が医療分野にもたらす影響力の大きさを実感しました。そして、政策を推進する立場から、栄養政策の企画立案に携わりたいと思うようになり、栄養系技官を目指しました。

やりがいを感じるのはどんなとき？

現在の部署のメンバーは、 医系、薬系、看護系などの技官や、事務官といった多職種で構成されています。それぞれの専門性や経験を生かして、日々議論しながら連携して業務を進めていくのは、とても刺激があります。その中で、前職での多職種連携による業務経験を生かしつつ、栄養の視点をチーム内に提案し、施策につなげていけることに大いにやりがいを感じています。

応募者へのメッセージは？

栄養系技官は皆、管理栄養士の資格を持っていますが、栄養に関する専門領域や入省前の職歴は多様です。栄養系技官の配属先は多岐にわたり、各人の知見や経験を生かせるとともに、業務を通じて新たな知見が得られ、視野も広がります。こうした環境で、ぜひ一緒に栄養政策を進めてみませんか。

入省３年以内の職員のホンネ

栄養系技官に聞いてみた

現在の業務内容は？

栄養士法や調理師法に基づく、管理栄養士等の養成教育や国家試験・免許に関する業務を担当しています。例えば、国家試験業務では、作問会議の運営から合格発表までミスなく実施できるよう、関係者と綿密な調整を行いながら取り組んでいます。

入省して学んだことは？

相手の目線等に立ったコミュニケーションの大切さです。口頭、書面等の違いにかかわらず、関係者に情報を正確かつ分かりやすく伝えるには、各関係者の目線や立場に立つことが重要です。こうしたことは入省前も理解していたつもりでしたが、特にミスが許されない国家試験業務を通じ、この重要性を強く感じるようになりました。日々言葉や伝え方に細心の注意を払いながら、業務を進めています。

業務以外の時間の使い方は？

学生時代から続けている運動をしたり、業務の中で気になった点を勉強したりしています。特に身体を動かすことは、体力づくりだけでなく、頭の中で物事を整理することにもつながるので、貴重な時間です。

栄養系技官を選んだ理由は？

大学在学中に、社会環境と健康の授業で、元医系技官の方の講義を受ける機会があり、社会における栄養課題の解決に向けて、栄養系技官として働く仕事があることを知り、強い興味を持ちました。その後、栄養を含む健康問題を幅広い視点で勉強したいと思い、公衆衛生学専攻がある大学院に進学しました。大学院で勉強をする中で、栄養系技官として栄養施策に携わりたいと思いが大きくなり、栄養系技官に応募しました。

厚生労働省
健康・生活衛生局健康課栄養指導室　係員
吉野　友実子　YOSHINO Yumiko

やりがいを感じるのはどんなとき？

これまでの学びや知識を生かすことができたときです。大学院で学んだ疫学の知識や社会課題との向き合い方は、物事を考える上で一助になっていると感じています。

応募者へのメッセージは？

栄養系技官の業務は多岐にわたり、それぞれが持つこれまでの学びや経験を生かすことができます。時代とともに変化する栄養課題の解決に向けて、一緒に働くことができるのを楽しみにしています。

栄養系技官のある１日

出勤・登庁後	出勤時は、WEB版の新聞を読んだり、スマートフォンでメールをチェックしたりしています。 登庁後は、1日の業務を効率的に進められるよう、業務内容を整理します。また、Teams等を活用して、業務の進捗状況や今後の予定等、係内で情報共有を図っています。
午前中	栄養調査係は、国民健康・栄養調査、食事摂取基準の企画・実施や、これらに必要な研究の推進を担当しています。また、食育の推進に関する業務も担当しています。この日は、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」を行い、今年の調査実施に向けた調査方針について、有識者の先生方から意見を伺いました。検討会終了後には、先生方の意見をまとめるとともに、課内の関係者と再度、協議できるよう、更に詰めるべき点について整理します。
昼休み	手作りのお弁当をデスクで食べながら、周囲の方との会話を楽しみます。週に数回、気分転換を兼ねて、同僚と外にランチを食べに行くようにしています。
午後１時	今年の「食生活改善普及推進運動」の実施に向けて、野菜や果物の摂取量の増加を目的としたリーフレットなどを作成しています。この日は、係員から、リーフレットのデザイン案について相談があり、事業者との打合せに向けた方針整理を行いました。係員から業務の相談を受けたり、進捗管理等を行ったりすることも、係長としての大事な役割です。
午後２時	国民健康・栄養調査について、医薬基盤・健康・栄養研究所の先生方とオンラインで打合せをします。午前中に行った検討会での議論を踏まえ、最新の論文の内容も参考にしながら、調査の設計や解析の手法などについて色々相談しました。
午後４時	夕方までに対応が必要な国際案件の確認依頼があり、回答案を作成し上司に相談しました。省内外からの、予算や法令に関する作業依頼等もあり、課内の担当者に相談しながら対応を進めます。
退庁	この日は、午後７時に退庁。国会対応等の突発的な対応が発生した場合は、終電近くまで勤務することもあります。省内では、早期退庁に向けた様々な取組やテレワークなどの働き方改革も行われており、効率的に業務を行うことも意識しています。

様々な関係者とコミュニケーションを取りながら、栄養政策を支えるエビデンスづくりや食育の推進に関する業務に取り組んでいます。

厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室栄養調査係　係長
宮川　淳美　MIYAGAWA Atsumi

平成31年　入省　消費者庁食品表示企画課　食品表示調査官
令和３年　医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室 主査
令和５年　健康局がん・疾病対策課　主査
令和７年　現職

ワークライフバランスについて

厚生労働省は、民間企業の働き方改革を推進するとともに、
厚生労働省で働く職員のための働き方改革にも取り組んでいます。

産前・産後休暇
出産予定日の６週間前から、出産の翌日から８週間、休暇を取得することができます。

育児休業
育児のために休業をすることができます。

配偶者の出産休暇
配偶者の出産のために必要と認められる入院の付き添い等のための休暇を取得することができます。

育児短時間勤務
小学校就学前の子どもを養育する場合に、短時間勤務をすることができます。

テレワーク
ICTを用いて、時間や場所を有効に活用した柔軟な働き方をすることができます。

早出遅出勤務
始業、就業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができます。

キャリアパス

厚生労働省本省のみならず地方厚生（支）局への配属、他省庁や研究機関等への出向のほか、海外留学の機会があります。
この間、「栄養」を通じて、全ての国民の暮らしと命につながる未来を拓く栄養政策の実現を目指し、栄養系技官として必要な力を身に付け、社会のニーズに対応した政策づくりに取り組んでいくことになります。
また、日々の仕事を通して、必要な知識や技術、業務を遂行するための企画力・調整力・交渉力などを身に付けるとともに、人々の暮らしや現場の取組、世の中の動きや学術の進歩に関心を持ち、たゆまぬ自己研鑽を通して、厚生労働行政の中核的な役割を担う者となれるよう、資質の向上を図っていきます。

※キャリアパスの一例です。

採用情報

給与・諸手当	学歴、経歴等を勘案して一般職の職員の給与に関する法律等に基づき決定されます。 ※基本給に当たる俸給については、行政職俸給表（一）が適用されます。 また、超過勤務手当、期末手当、住居手当等の各種手当が支給されます。
勤務時間	１週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分（週休２日制）です。
休暇	年 20 日の年次休暇（採用の年は採用の時期により 20 日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇等の制度が整備されています。
福利厚生	共済組合の福利厚生施設を利用することができます。
その他	産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務をはじめ、様々な制度があります。

インターンシップ制度もご活用ください。

インターンシップは、厚生労働省本省において実務を体験することにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、厚生労働省への理解を深めてもらうことを目的としています。大学及び大学院の学生を対象とし、７月～９月のうち２週間程度、栄養指導室で複数名を受け入れています（事情により実施しない年もあります。）。例年、厚生労働省において４月下旬から受付を開始し、５月下旬から６月初旬が締切です。

FAQ　よくあるご質問

Q　採用試験の内容は？ また、採用試験ではどのような知識が求められますか。

A　一次試験は、書類審査です。二次試験では、個別面接や集団面接を行っています。採用試験では、単に知識を問うのではなく、課題の解決に向け論理的な思考ができるかなどの資質が問われます。

Q　応募について卒後年数や年齢の制限はあるのですか。

A　管理栄養士免許を取得していることが第一条件です。また、採用予定の役職に応じ公衆衛生・栄養指導に関する業務の経験年数等の応募資格を設けています。詳しくは、別にお示しする採用案内をご確認ください。

Q　研修制度について教えてください。

A　係員級・係長級・補佐級等それぞれの役職に応じた研修があります。語学（英語）の研修、Word®・Excel®・PowerPoint®などのパソコンの技能研修など、スキルアップのための研修もあります。また、このほかに、条件が揃えば、国内外の大学院で専門的な分野を研究する機会もあります。

Q　自分が担当する分野について希望は通りますか。

A　本人の希望は考慮しますが、定期的に異動があり、様々な分野を経験していくことになります。

Q　子育てをしながらでもやっていけますか。

A　子育てをしながら勤務している職員もいます。育児休業や育児短時間勤務制度等を活用することもできます。

Q　平均的な退庁時間について、教えてください。

A　退庁時間はそれぞれの課室ごとに業務内容や時期によって異なります。厚生労働省をはじめ中央省庁では、大臣主導の下、在庁時間の短縮と有給休暇の確実な取得を目指した働き方・休み方改革を推進しています。

Q　栄養系技官から直接話を聞くことはできますか。

A　栄養系技官業務説明会（例年夏から秋頃に開催）において、栄養系技官から直接話を聞くことができます。
厚生労働省職場体験実習インターンシップの機会を利用することもできます。